

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)

地域森林計画の決定(造林課)

地域森林計画の変更(〃)

保安林の指定(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

都市計画の変更に係る案の縦覧(六件)(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(〃)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 告 告

職業能力開発促進法による技能検定の実施(労政訓練課)

告 示

鳥取県告示第二百三十五号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
株式会社栗林組	ハウジングラン ドいない米子店	西伯郡淀江町大字佐陀七〇九、七一〇 の一、七一〇の二及び七二三

鳥取県告示第二百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、倉吉森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

1 倉吉地域森林計画書

2 倉吉地域森林計画区

二 縦覧に供する期間

平成元年二月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鳥取県倉吉地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

鳥取森林計画区、八頭森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書

二 縦覧に供する期間

平成元年二月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

八頭郡河原町大字小河内字蔭平四一の二、四一次三、四八次一、九一二次一、九一五、九一五の三、九一五次一、九一五次二、九一六、九一七の一から九一七の三まで、九一七次一、九一七次三、九一九、字滑渡り六二六の一、六二七の一から六二七の四まで、六二七の六、六二七の八、六二七の一、六二七の一四、六二七の一五、六二七の一九、六二

七の二三、六二七の二五、六二七の二七、六二七の二九、六二七の三二、六二八の五、六二八の一〇、六二八の一八、字小原五二一、五二六次二、五二六次三、五二七、五二七の一、八〇四、八〇四内第一、八〇五、八〇五の一、八〇五の二、八〇六、八〇六の一、八〇七、八〇七の一から八〇七の四まで、八〇八、八〇九、八〇九の一、八一、八一三、八一三の一、八一四から八一七まで、八一七内第一、八一八、八一八の一、八一八、八一八の一、八一九の二、八二一、八二一の一、八二二の二、八二三の一から八二三の四まで、八二六の一、八二六の四、八二七、字南会津四二三、四二四次二、四三七次四、四三七次五、八二八、字捨石八四七、八四七の一、八五〇、八五〇の一、八五一、八五一の一、八五二、八五二の一、八五三、八五三の一、字小ブ谷九〇九、九一一、九一一の一、九一一の二、字大谷五九七、五九七の四、五九七次一、五九八の一から五九八の四まで、六〇〇の四、六〇〇の五、六〇〇次四、七六八から七七二まで、七七三の一、七七三の二、七七四、字畔谷九三〇の二、九三〇の一五、九三〇の一八、九三〇の一九、九三〇の二一、九三〇の二三、字宮ノ奥五一五、五一五の一、五一六、五一七、五一七の一、五一八、五一八次一、五一八次二、五一九、五二〇次一、五二〇次二、八三六、八三七、字下畔谷平七九七、七九七の一、七九八、七九九、七九九の一、八〇〇、八〇〇の一、八〇〇次二、八〇一、八〇一次一、八〇二の八、八〇二の一〇、字増張口四八六の二、四八七、四八七次一、八三〇の一、八三一、字増張四九二、四九二次一、四九三、四九四、四九五の一、四九五の二、四九六、四九六の二、四九六次一、四九七、四九七の一から四九七の三まで、四九七次二、四九八、四九九、四九九の一、五〇〇、五〇〇次一、五〇〇次二、五〇一、五〇一の一、五〇二、

五〇三、五〇五から五〇九まで、五〇九の一、五〇九の二、五一〇、五一一、五一一の一、五一一の二、五一一の四から五一一の六まで、五一二、五一三の一から五一三の三まで、八三八、八三九、八三九の一、八四〇から八四六まで、九二九の一、九二九の二、九二九の五、九二九の一七、九二九の一八、字請ル加四八八の一、四八九次一、四九〇の一、四九〇の三、四九〇次二、四九一、四九一の一、四九二次二、八三四の二、八三四の三、八三五、字桃木作四六二、四六四の一、四六五の一、四六七、四六七次一、八六一の一、八六一の二、八六三、字上水谷一一六、一一七、一一七の一、一一七の二、一一八、一一八の一、一一八次一、一一八次三、一一八次四、一一九、一一九の一、一二二、一二二の一、一二三、一二四、一二四次一、八九二の三、字下水谷九二の一、九二の二、九三、九四、九四次一、九四次二、九五の一から九五の四まで、九六、九七、九七の一、九八、一〇二、一〇二の一、一〇二の三、一〇三、一〇三次一、一〇五合併、八九六、八九六次一、八九七、八九七次一から八九七次三まで、八九八、字井手ノ上三〇三、三〇三の一から三〇三の三まで、三〇五の一から三〇五の七まで、三〇五次一、字奥水谷二〇七、一〇八の一、一〇八次三、一〇九、一一〇、一一〇の一、一一四の一、一一四次二、八九三の一、八九三の四、八九三の五、八九五、字奥山六二三の五四、九三三の二〇、九三三の二三、九三三の三六、九三三の三七、九三三の四六、九三三の五八、九三三の六二、九三三の六三、九三三の八一、九三三の八二、九三三の八五、九三三の八七、九三三の八九から九三三の九一まで、九三三の九三から九三三の九五まで、九三三の一〇四、九三三の八、九三三の一〇、九三三の一三、九三三の一五、九三四の二四、九三四の二五、九三四の三四、九三四の四一、九

三四の四四から九三四の四六まで、九三四の四八、九三四の五〇、九三四の六四、九三四の六九、九三四の八〇、九三四の八三、九三四の八五、九三四の九〇、九三四の一〇二、九三四の一四、九三四の一五、九三四の一七、九三四の二〇、九三四の二七、九三四の三一、九三四の三三、九三四の三六、九三四の四五、九三四の四七、九三四の五一、九三四の五〇、九三四の五六から九三四の六九まで、九三五の五、九三五の七、九三五の三〇、九三五の三二、九三五の三三、九三五の四〇から九三五の四二まで、九三五の四六、九三五の五八から九三五の六〇まで、九三五の六二から九三五の六四まで、九三五の一〇二、九三五の一〇一、九三五の一〇九、九三五の一一一、九三五の一二二、九三五の一二九、九三五の一三〇、九三五の一三七、九三五の一三九から九三五の一四二まで、九三五の一四八、九三五の一五〇、九三五の一六一、九三五の一八二、九三五の一九四、九三五の一九五、九三五の一九七、九三五の一九九、九三五の二一五、九三五の二六六、九三五の三〇〇、九三五の三二二、字岡三四〇、七四八、七四八の四、七四八内第二、字大鳴三二五、三二六の一、三二六の二、三二六次一、三二八、三二八次二、三三二次一、三三六、七三七の三、七四一、七四四の一、字宮ノ向七六四、七六四の一から七六四の三まで、字奥持出六〇五の一、七七六の二〇、七七六の二一、七七六の二四、七七六の三〇、七七六の三五、七七六の三六、七七六の三九、字栃ヶ谷六三〇、六三〇の一、六三〇の二、六三〇次一、六三〇次三、六三一、六三一次一、六三二の一、六三二次一、六三三、六三四、六三四次一、六三五、六三五次一、六三六、六三六の一、六三七、六三七の一、六三七の二、六三七次二、六三八、六三八の二、六三九、六四〇、六四〇の一から六四〇の六まで、六四〇

次二、六五二、六五二の一、六五二の二、六五二の四、六五二の五、六五二の七、六五二の九、六五二の一〇、六五二の一三、六五二の一五、六五二の一九、六五二の二四、六五三の三、六五三の一三から六五三の一五まで、六五四、六五四の二、六五四次一、六五五、六五五の一から六五五の三まで、六五五次二から六五五次四まで、六五六、六五七、六五七次一、六五八、六五九の一、六五九の三、六五九の四、字ソフヶ谷七三六の一、七三六の二、字ヒウ門屋敷七六二の一から七六二の八まで、七六二次一、字荒神谷八六、八七の二、八七次一、八七次二、八八、八八次一、八八次二、八九、九〇の一、九〇次二から九〇次四まで、九一、九一次一、九一次二、八九九、九〇二、九〇二の一から九〇二の三まで、字渡り上り九〇四、九〇六、字裏坂六一五、六一五の二、六一五の六、六一五の八、六一五の一五、六一五の二一、六一五の三七、六一五次三、六一六の五、六一六の六、六一六の八、六一六の一三、六一六の一五、六一六の一七、六一六の二〇、六一六の三〇、六一六の三五、六一六の三六、六一六の四、六二二の三、六二二の四、六二二の六、六二二の七、六二二の九、六二三、六二三の二、六二三の六から六二三の八まで、六二三の一から六二三の一三まで、六二三の一六、六二三の一八、六二三の三〇、六二三の三六、六二三の三八から六二三の四二まで、六二三の四七、字俵谷六六六の八、六六六の一〇から六六六の一二まで、六六六の一五、六六六の一六、六六六の一九、六六六の二〇、六六六の二五、六六六の二六、六六六の二八、六六六の三二、六六六の三三、六六六の三七、六六六の四〇、六六六の四一、六六七の三七、六六七の三九、六六七の九、六七六の一、字俵谷口六六四の一、六六四の一二、六六四次五、字鳥羽六六二の六、六六二の九、六六二の一〇、六六二の一三

から六六二の一七まで、六六二の二三、六六二の二五、字横尾四七〇、四七五、字地岡七二八の一、七二八次二、七二八次三、七二九

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

社会福祉法人東伯町社会福祉協議会

二 事業の種類

社会福祉センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡東伯町大字浦安字惣連地内

2 使用の部分 東伯郡東伯町大字浦安字惣連地内

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

東伯町役場

鳥取県告示第二百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 商業地域

変更する部分

米子市弥生町、末広町及び大工町

2 準工業地域

変更する部分

米子市弥生町及び末広町

削除する部分

米子市大工町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目 米子市役所

境港市上道町一六〇〇 境港市役所

西伯郡日吉津村大字日吉津八七二―一五 日吉津村役場

四 縦覧期間

平成元年二月二十八日から同年三月十四日まで

鳥取県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・三・七号米子駅境線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市加茂町二丁目、西町及び内町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目 米子市役所

四 縦覧期間

平成元年二月二十八日から同年三月十四日まで

鳥取県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 五・五・一号湊山公園及び六・五・二号竜ヶ山公園

山公園

二 都市計画を変更する土地の区域

1 五・五・一号湊山公園

変更する部分

米子市西町

2 六・五・二号竜ヶ山公園

変更する部分

境港市渡町

三 都市計画の案の縦覧場所

1 五・五・一号湊山公園

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

2 六・五・二号竜ヶ山公園

境港市上道町一六〇〇 境港市役所

四 縦覧期間

平成元年二月二十八日から同年三月十四日まで

鳥取県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 一・四・一号河原鳥取線及び三・三・二号八坂裁判所線（変更後三・三・二号西円通寺裁判所線）

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・四・一号河原鳥取線

追加する部分

鳥取市西円通寺字袖ノ木並びに長谷字財原、字川向、字砂田及び字中島

2 三・三・二号八坂裁判所線（変更後三・三・二号西円通寺裁判所線）

追加する部分

鳥取市西円通寺字袖ノ木、長谷字財原、字川向、字砂田、字中島、字内中島、字外内島及び字藤ヶ森、円通寺字茶屋土居、字土橋、字外町屋敷、字上西井古、字下西井古及び字小保寺、八坂字小保手南、字小保手西及び字小保手古並びに国安字小保手尻
変更する部分

鳥取市八坂字玉津河原、国安字小保手、字宮ノ上、字宮ノ元、字土手ノ内、字居村、字瀬戸川、字三ツ井、字高土手及び字一里塚並びに叶字大向、字八反田及び字河原口

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

平成元年二月二十八日から同年三月十四日まで

鳥取県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、八頭中央都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画道路 一・四・一号河原鳥取線及び三・五・四号徳吉西円通寺線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・四・一号河原鳥取線

追加する部分

八頭郡河原町大字高福字長通り、大字徳吉字上河原、字中河原、字下河原及び字水口、大字今在家字中河原及び字古屋敷、大字片山字畑物場、字下沖、字恵比須木、字切岩、字上土居、字村ノ前、字下土居、字連正寺、字見平、字乙見平、字水出、字乙水出、字宮ノ下タ、字州、字州ノ谷及び字瀧山、大字稲常字宮ノ上ミ及び字向河原、大字袋河原字下内河原、大字布袋字下モ三味、字上ミ三味、字土手ノ下、字東浦、字新田、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに大字西円通寺字畑ケ

中

2 三・五・四号徳吉西円通寺線

追加する部分

八頭郡河原町大字高福字長通り、大字徳吉字上河原、字中河原及び字下河原、大字今在家字中河原及び字古屋敷、大字片山字下沖、字恵比須木、字村ノ前、字下土居、字連正寺、字村ノ下モ、字見平、字水出、字乙水出、字宮ノ元、字宮ノ下タ、字州及び字瀧山、大字稲常字宮ノ上ミ及び字向河原、大字袋河原字上内河原及び字下内河原、大字布袋字道東、字下モ三味、字上ミ三味、字砂子、字土手ノ下、字東浦、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに大字西円通寺字畑ケ中

三 都市計画の案の縦覧場所

八頭郡河原町大字渡一木二七七 河原町役場

四 縦覧期間

平成元年二月二十八日から同年三月十四日まで

鳥取県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・四・七号鴨川町秋喜線、三・四・十号倉吉由良線、三・五・八号新倉吉線、三・五・十八号瀬崎町金森町線、及び三・六・二号小鴨川沿線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・七号鴨川町秋喜線

変更する部分

倉吉市福守町字乾ヶ瀬及び字下屋敷

削除する部分

倉吉市鴨川町字砂畑

2 三・四・十号倉吉由良線

追加する部分

倉吉市福守町字下高見堂及び字下屋敷、大正町二丁目並びに新町三丁目並びに字中島、字下中島、字金森、字西大流、字窄町、字布留舎

沖及び字皂樹

変更する部分

倉吉市和田字中島、鴨川町字砂畑、金森町並びに旭田町並びに字東

大流、字見取及び字長門土手

削除する部分

倉吉市和田字下畑田及び字中河原、福吉町、西岩倉町、東岩倉町並

びに瀬崎町並びに字西出口及び字東出口

3 三・五・八号新倉吉線

変更する部分

倉吉市大正町二丁目、旭田町及び金森町

4 三・五・十八号瀬崎町金森町線

追加する部分

倉吉市金森町、旭田町、福吉町、西岩倉町、東岩倉町及び瀬崎町並びに字東大流、字見取、字長門土手、字西出口及び字東出口

5 三・六・二号小鴨川沿線

追加する部分

倉吉市和田字中島及び字下畑田

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

平成元年二月二十八日から同年三月十四日まで

鳥取県告示第二百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十一月十六日 鳥取県指令受米土維第九百十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字大沢七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五―二

株式会社西米商事

代表取締役 佐野定雄

鳥取県告示第二百四十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成元年三月一日から施行する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

鳥取北条農業協同組合	本 所	東伯郡北条町大字弓原	株式会社倉吉駅前
中北条農業協同組合	本 所	東伯郡北条町大字江北	株式会社倉吉駅前

山陰合同銀行 支店

山陰合同銀行 支店

を

鳥取北条農業協同組合

本 所

東伯郡北条町大字江北

株式 倉吉

中北条支所

東伯郡北条町大字江北

下北条支所

東伯郡北条町大字弓原

会社山陰合同銀行 駅前支店

に改める。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第84号）第84条第2項の規定に基づき、平成元年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

平成元年 2月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

金属プレス加工、鉄工、建築板金、電気めっき、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、防水施工、熱絶縁施工、表装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、写真、産業洗浄、機械加工、仕上げ、建設機械整備、布はく縫製、フラー装飾、造園、工場板金、電子機器組立て、電気機器組立て、紳士服製造、版下製作、製版、量製作、内装仕上げ施工、サッシ施工及び塗装

2 検定の等級
1の検定職種のうち、路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄については、等級を区分しないで、その他の検定職種については、1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法
技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成元年6月16日（金）から同年9月11日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成元年6月9日（金）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金属プレス加工、鉄工、建築板金、電気めっき、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、防水施工、熱絶縁施工、表装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、写真及び産業洗浄	平成元年8月27日（日）
機械加工、仕上げ、建設機械整備、布はく縫製及びフラー装飾	平成元年9月3日（日）
造園、工場板金、電子機器組立て、電気機器組立て、紳士服製造、版下製作、製版、量製作、内装仕上げ施工、サッシ施工及び塗装	平成元年9月10日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成元年4月3日(月)から同月17日(月)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、60円切手をはったもの)を同筒して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
金属プレス加工	10,500円
鉄工	10,500円
建築板金	12,500円
電気めっき	12,500円
婦人子供服製造	9,000円
家具製作	12,500円
建具製作	12,500円
印刷	12,500円

フランスチック成形

石材施工

とび

左官

ブロック建築

タイル張り

防水施工

熱絶縁施工

表装

路面標示施工

塗料調色

広告美術仕上げ

写真

産業洗浄

機械加工

仕上げ

建設機械整備

布はく縫製

フラワー装飾

造園

工場板金

電子機器組立て

電気機器組立て

紳士服製造

フランスチック成形	12,500円
石材施工	12,500円
とび	11,500円
左官	10,500円
ブロック建築	10,500円
タイル張り	10,500円
防水施工	12,500円
熱絶縁施工	12,500円
表装	12,500円
路面標示施工	12,500円
塗料調色	10,500円
広告美術仕上げ	12,500円
写真	12,500円
産業洗浄	12,500円
機械加工	12,500円
仕上げ	12,500円
建設機械整備	10,500円
布はく縫製	12,500円
フラワー装飾	12,500円
造園	11,500円
工場板金	12,500円
電子機器組立て	12,500円
電気機器組立て	12,500円
紳士服製造	10,500円

に問い合わせること。

版下製作	9,500円
製版	12,500円
量製作	12,500円
内装仕上げ施工	12,500円
サッシ施工	12,500円
塗装	10,500円
1 学科試験の受検手数料	2,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、定技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成元年10月6日(金)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、平成元年10月6日(金)の鳥取県公報で公示する。

8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7281)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)